

テレホンカードの改ざん・利用行為と刑責

吉 田 勝

目 次

- 一 はじめに
- 二 問題の所在
- 三 テレホンカードの有価証券性について
 - 1 序
 - 2 肯定説（裏面説）
 - 3 肯定説（一体説）
 - 4 否定説
 - 5 私見
- 四 テレホンカードの改ざん行為について
 - 1 序

2 肯定説

3 否定説

4 私見

五 改ざんテレホンカードの行使について

1 序

2 大谷説

3 千葉地裁平成元年一〇月一二日判決等の見解

4 古田説

5 山口説

6 私見

六 結語

1 解釈論としての私見

2 立法論としての私見

一 はじめに

コンピュータの普及に伴い、コンピュータに対する不正行為、コンピュータを利用した不正行為が増加し、これらの不正行為を処罰するために、刑法の解釈の範囲内で解釈論が展開された。このことは同時に、解釈の限界も意識さ

れるに至り、コンピュータに関連する不正行為を正面から処罰する立法が、昭和六二年に「刑法等の一部を改正する法律」^①によってなされた。この立法は、キャッシュカード、クレジットカードを利用した不正行為を真正面から処罰するとともに、最低限度のいわゆるコンピュータ犯罪を処罰することに意義があるように思われる。

ところで、昭和五七年一二月に日本電信電話公社（現在はNTT）から、プリペイドカード^②である「テレホンカード」が発行されたのを契機に、JRから「オレンジカード」が、日本高速道路公団から「ハイウェイカード」が、郵政省から「ふみカード」が発行されるに至り、現在、様々なタイプのプリペイドカードが発行され、今やその存在が市民権をえて、社会的地位を確立したといえよう。^③

このプリペイドカードの出現により、近時プリペイドカードであるテレホンカードについての不正行為が続々と発覚して問題となっている。

この問題について、最高裁判所第三小法廷（刑集四五巻四号一七一頁）^④は、テレホンカードを有価証券にあたるとした上で、テレホンカードの裏面に組み込まれた磁気度数情報の不正改ざん行為について、有価証券変造罪の成立を認め、磁気度数情報を改ざんしたテレホンカードをカード式電話機に挿入して使用する行為を、変造有価証券行使罪にあたるかと判断したのである。

本論文においては、テレホンカードの不正行為をコンピュータ犯罪の一形態として捉えつつ、昭和六二年の刑法改正、前掲最高裁決定を踏まえた上で、テレホンカードの不正行為の罪責についての検討を加えようと思う。

二 問題の所在

テレホンカードについての不正行為の内容は、おおむね通話可能度数五〇度のテレホンカードの裏面に組み込まれ

た磁気度数情報を磁気書込機を用いて不正に改ざんし、一九九八度まで通話可能度数を増加させ、この改ざんしたテレホンカードを金券ショップ等に持ち込み、販売しようとしたり、または、右の情を第三者に告げて販売し、これを買い受けた第三者が、自らこのカードをカード式公衆電話機の挿入口にカードを挿入して、電話機を利用するというものである。

裏面に磁気度数情報が組み込まれたテレホンカードは、昭和六二年の刑法の一部改正によって新設された刑法七条ノ二の電磁的記録に該当し、この裏面の磁気度数情報を不正に改ざんする行為は、刑法一六一条ノ二第一項の私電磁的記録不正作出罪に該当し、改ざんしたテレホンカードをカード式電話機にて使用する行為は、刑法一六一条ノ二第三項の不正作出電磁的記録供用罪、刑法二四六条ノ二の電子計算機使用詐欺罪に、それぞれ該当すると考えられる。ところが、改ざんしたテレホンカードを改ざんテレホンカードであることを告げて第三者に譲渡する行為は、テレホンカードを電磁的記録として扱う場合には、不正作出電磁的記録の交付行為を処罰する条文がないために、処罰することはできない。しかし、テレホンカードについて刑法上の有価証券性を認め、有価証券として扱う場合には、改ざんテレホンカードの譲渡行為は、刑法一六三条の変造有価証券交付罪に該当すると考えることができるのである。

この様に、テレホンカードを刑法上、どのように位置づけるかにより、全く異なった結果をもたらし、法律上、問題を生ずるのである。ここに、テレホンカードについての不正行為の問題の本質が認められるのである。

テレホンカードについての不正行為に関する裁判例は、地裁レベルにおいては、これを肯定する判例^⑥と否定する判例^⑦に分かれたが、高裁レベルにおいては、肯定する判例のみであり、最高裁においては、平成三年四月五日に決定が出され、実務上、一応の決着がつけられた。そこで、裁判で争われた論点は、次ぎのようなものであった。

①通話可能度数が裏面に磁気情報として組み込まれているテレホンカードは有価証券であるのか。もし、有価証券

であるとされるならば、どの部分に有価証券性が認められるのか。

②テレホンカードの裏面の磁気情報を不正に改ざんする行為は、有価証券変造罪に該当するのか。

③磁気情報を不正に改ざんしたテレホンカードをカード式電話機にて使用する行為は、変造有価証券行使罪に該当するのか。

以上の三点が、テレホンカードについての不正行為に関する裁判で争われた主要な論点であるが、前掲最高裁決定は、これら論点のいずれも肯定した。本論文においては、最高裁決定によって実務上の解決がなされたテレホンカードについての不正行為の取り扱いについて、論点ごとに検討を加えたいと思う。

三 テレホンカードの有価証券性について

1 序

テレホンカードとは、「日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）が、同会社の設置したカード式公衆電話機の利用者のために、料金の支払手段として発行している料金前払い方式の、いわゆるプリペイドカードの一種であり、利用者は、テレホンカードをその発行度数に応じた価格であらかじめ購入しておき、電話機利用の際は、これを電話機の差し込み口に挿入することによって、利用可能度数が零になるまで、何度でも通話に利用することができる。カード本体は、名刺大のプラスチック様素材からなるカードであり、券面に、テレホンカードであることの表示、発行時度数及びパンチ穴によっておおよその残度数を示すための度数カウンターが印刷されているほか、裏面に磁気記録部分を有しており、ここには、入力年月日、エンコード（入力機械）番号及び入力日の通し番号からなる発行情報と、発行時度数及び残度数からなる度数情報とが印磁されている」ものであり、さらに、「利用者がテレホンカード

数を電話機に挿入すると、カードの磁気データが読み取られ、印磁されている残度数が利用可能度数として電話機の度カウンタに赤色表示される。通話中は、電話の使用量にしたがって右の表示度数が漸次減少していき、通話を終えると、その時点での残度数が再びカードに印磁され、カード本体が利用者に返却される。次の機会にこれを再び電話機に挿入すると、今度はその減少済の残度数が利用可能度数として赤色表示され、右と同様の過程でこれを使用することになる。」これを磁気データの面から見ると、まず電話機は、発行情報の読み取りによって、挿入されたカードがNTTの発行に係ることを確認し、次いで、磁気データを一旦電話機内部のソフトに転写させる。この時、カード上の磁気データは一旦消磁されるわけである。そして、通話時間に比例した度数計算を自動的に行い、通話終了と同時に残余度数を右ソフトからカード上の磁気記録部分に転写返還する。この、残度数を転写されたカードが利用者に返却され、再び利用に供されることになる」⁸⁾のである。

さて、このような機能、性質を有するテレホンカードに、有価証券性が認められるであろうか。これに対して、いくつかの見解の対立が見られるので、以下で検討することとする。

2 肯定説（裏面説）⁹⁾

テレホンカードについて有価証券性を肯定する見解は、テレホンカードの裏面に組み込まれた度数磁気情報に有価証券性を認める裏面説と、テレホンカードの表面と裏面とを一体として有価証券性を肯定する一体説とに分けられる。

テレホンカードの有価証券性を肯定する見解の中で、テレホンカードの裏面の度数磁気情報のみ到有価証券性を肯定する、いわゆる裏面説は、テレホンカードの性質及びその機能から、テレホンカードの本質は、まさに裏面の度数磁気情報にあり、この点に着眼した見解といえる。¹⁰⁾

この見解は、昭和六二年の刑法改正によって、一応のコンピュータ犯罪処罰化がなされた際に、文書偽造の罪の章

の中にのみ電磁的記録に関する規定が新設され、有価証券の罪の章の中に、これら規定の新設が見送られたことから、電磁的記録と有価証券との関係については、「依然として有価証券に関する罪の章の規定の解釈に委ねられている」とするのである。

しかしながら、この見解に立つならば、一般人をして真正なテレホンカードと認識しえないような表面は白紙のカードであって、裏面に磁気情報が組み込まれた、いわゆるホワイトカードの取り扱いが問題となる。そもそも有価証券偽造の罪は、「経済取引の確実性を担保する手段として重要な意義を有する有価証券に対する公共の信用を保護法益」とするものであり、真正な有価証券のもつ一般の信用を害する行為を処罰することによって、経済取引の確実性を確保するものであるから、偽造された有価証券が一般人をして真正な有価証券であると認識しうる程度でなければならぬはずである。¹³しかし、テレホンカードの裏面の磁気情報に有価証券性を肯定する裏面説からは、ホワイトカードのような一般人をして、真正なテレホンカードとは認識されえないものにまで、有価証券性を肯定し、有価証券偽造罪の成立を認めようとするが、¹⁴このようなホワイトカードを作成することが有価証券偽造罪になるとするのは、いかにも不都合であるし、一般人をして有価証券とは認識しえないものの作成にまで有価証券偽造罪で処罰する必要性があるのかという点で疑問がある。

また、これとは逆に、テレホンカードの表面の外観が、真正なテレホンカードと同一でありながら、裏面の磁気度数情報部分に何ら磁気情報が印磁されていないカードを（人に対して）行使する目的をもって作成するような場合に、裏面説によると、有価証券偽造罪が成立しないことになるとの指摘もなされている。¹⁵

3 肯定説（一体説）¹⁶

裏面説と同じくテレホンカードについて、有価証券性を肯定する見解として、一体説と呼ばれる説がある。この一

体説は、可視性、可読性のある表面（NTTの発行であること、発行時の度数、おおむねの残り度数を示すパンチ穴などがある）の外観と可視性、可読性のない裏面の度数磁気情報とが一体となって有価証券をなすとする見解である。従来、有価証券とは、「財産上の権利が証券に表示され、その表示された権利の行使につきその証券の占有が必要とされるもの」と解されてきた。すなわち、有価証券は証券に何らかの権利が化体されたものであると考えられ、このことから、化体された権利の内容が何視性、可読性を備えなければならぬとされるのである。有価証券に何視性、可読性を不要とする前述の裏面説からは、ホワイトカードのようなもまで有価証券としなければならぬが、この一体説は、この問題をクリアするために、裏面の度数磁気情報と表面の外観とが一体となって有価証券となすのである。

この見解は、一連のテレホンカード変造事案の下級審の判決に多くみられる。

例えば、東京地裁平成元年八月八日（判時一三一九号一五八頁）判決は、テレホンカード裏面の目に見えない磁気情報「部分は、カードを電話機に挿入すれば直ちに電話機の度数カウンターに表示されるので、人は容易にこれを見ることができ、権利の行使をする際にはそれに先立って自然にこの表示をみる仕組みになっていること、印刷部分の度数カウンターに開けられるパンチ穴は、一応の目安を示すのみで、正確な残度数については、電話機に挿入して確認することをテレホンカード自体が予定しているものであること等を合わせ考えれば、この磁気部分の残度数情報もまた、テレホンカードの『外観』の一部をなすものと評価することも可能である」と判示した。

また、前掲最高裁決定においても、この見解がとられた。決定によると、「テレホンカードの」「磁気情報部分並びにその券面上の記載及び外観を一体としてみれば、電話の役務の提供を受ける財産上の権利がその証券上に表示されていると認められ、かつ、これをカード式公衆電話機に挿入することにより使用するものであるから、テレホンカー

ドは、有価証券に当たると解するのが相当である」と判示したのである。⁽¹⁸⁾

これに対し、一体説から裏面説に対する批判として、東京地裁平成元年九月二八日（判時一三三五号一五八頁）判決は、「確かに、電話機に対する使用の面から見れば、テレホンカードにとって重要なのは磁気部分であるが、しかし、有価証券としての側面から見ると、一般にある証券に真実権利が化体されているか否かは、証券の外観等その全体的特徴を観察し、それが真の作成権限者によって作成されたものであるか否かを判断することによって決せられるべきものであるから、証券の特定部分にのみ権利化体性を認めるのは失当である。加えて、テレホンカードの磁気記録部分は、電話機を作動させ、あるいは残度数を表示する磁気情報の媒介物に過ぎず、この部分に権利が化体していると解するのは結局無形の情報に権利化体性を認めるに等しいから」、裏面説は、「無形の権利を有体物に化体させることを目的とする有価証券制度の本質に反する」と批判するのである。

4 否定説⁽¹⁹⁾

テレホンカードの有価証券性を否定する見解は、そもそも有価証券は可視性、可読性のある文書でなければならず、テレホンカードのように権利の内容が電磁的記録方式によって、裏面に磁気情報として組み込まれた可視性、可読性のないテレホンカードは有価証券とはいえないと考えるのである。

この見解は、本来、有価証券偽造罪は、刑法の構成上、文書偽造の罪の後におかれていることから、刑法上の有価証券は、一般の文書偽造の罪の延長線上に位置する特別規定と解され、故に、有価証券偽造罪の成否を論じるには、文書偽造罪における「文書」概念を前提とする⁽²⁰⁾とされるのである。

そこで、判例による「文書」概念とは、「文字又はこれに代わるべき符号を用い永続すべき状態においてある物体の上に記載した意思表示をいう⁽²¹⁾」とされる。このように文書とは、我々の五感をもって認識することのできる、すな

わち、可視性、可読性が必要であるとされるのである。

また、文書であることを前提とする有価証券は、「財産上の権利が証券に表示され、その表示された権利の行使につきその証券の占有が必要とされるものをいい、その証券が取引上流通性を有すると否とは刑法上は必ずしも問わない」²²⁾ものとされるのである。すなわち、有価証券は、文書ではあるが、通常の文書よりも、さらに金銭的価値が付加された、商品券・手形・小切手のようなものがその例としてあげられる。このように、有価証券とは、「財産上の権利が証券に表示され、その表示された権利の行使につきその証券の占有が必要とされるもの」と解され、証券に文書の形態をもって財産が化体されたものと理解しうるのである。

この「権利の化体」に関連して、山口厚助教は、有価証券の要件として予定・要求されているのは、「証券に化体した権利」であり、このような権利は、「人に対して実現・行使する権利」が問題とされるのであって、テレホンカードに化体している「カード式公衆電話機の利用権」という人を介さず機械によって直接実現する権利の場合には、「人に対して実現・行使する」要素が存在しないとされ、このようなものまでが、刑法上の有価証券にいう「権利」にあたるのか疑問視されるのである。²³⁾

次に、昭和六二年の刑法改正によって電磁的記録に関する処罰条文が新設される以前においては、直接的な可視性、可読性のない電磁的記録は、間接的に可視、可読できる場合、例えばフロッピー・ディスク内のデータをコンピュータのディスプレイに表示したり、又はそのデータをプリント・アウトするなどによって、可視、可読できることによつて、「文書」の一形態としてみなし、直接的な可読性のない電磁的記録にも、文書と同様の保護を与えてきたのである。²⁴⁾しかし、昭和六二年の刑法改正によって、七条ノ二に電磁的記録の定義規定が新設され、電磁的記録に関する一応の不正行為処罰の規定が新設された以上、従来の「文書」概念の中に含まれていた電磁的記録は、昭和六二年の刑

法改正によって、切り離されたとするのである。

一連のテレホンカード変造事案において、この見解を明らかにした判決として、千葉地裁平成元年一月二日判決（判時一三三三二号一五〇頁）がある。それによると、「刑法第一八章の有価証券の罪は、元来有価証券は権利義務に関する文書の一種であるが、財産権を化体した流通証券としての性質を持つため、経済上重要な役割を持つことから、文書偽造の罪の特別罪として規定されたものである。したがって、『有価証券』は文書であることが前提とされている。」とした上で、昭和六二年の刑法改正によって、刑法七条ノ二に電磁的記録に関する定義「規定が新設された趣旨は、ひとつには文書の多くが電子計算機用電磁的記録物上に置き換えられつつある現状にかんがみ、これらの記録の改竄、毀棄等につき、従前の刑法によりの確な対応が可能な従来の事務処理形態のもとにおける不正行為と同様の行為でありながら、従前の諸規定ではこれを的確に処罰することが困難なため、従前の文書の偽変造罪、毀棄罪と同様の処罰規定を設ける必要があると考えたからである。すなわち、従来の文書概念では可視性や可読性がその要件とされていたり、作成名義が観念されていたのに対し、電磁的記録については人の五感の作用では記録の存在及び状態を認識することができないものであり、またその作成過程についても入力したデータがプログラムによってほかのデータなどとともに処理、加工されて作り出されるなど複数の者の意思や行為がかかわることが多く、作成名義も観念することが困難な状態にあるので、新たに電磁的記録についての定義規定を置いたものである。こうして、従来の文書概念と電磁的記録とを截然と区別することとなり、従来の文書偽造・同行使に見合う電磁的記録の不正作出・同行用罪という構成要件を新設した。そうだとすれば、テレホンカードの電磁的記録部分は文書ではなく、有価証券にもあたらない」と判示し、被告人に無罪を言い渡したのである。

以上の検討から、テレホンカードの重要部分は、裏面説をとる見解が指摘するように、表面の外観よりもむしろ裏面の磁気情報にあると考えるべきである。なぜなら、テレホンカードは、裏面の磁気情報に基づき、カード式公衆電話機を動作させるのであり、正確な残り通話可能度数は、裏面に磁気度数情報として組み込まれ、カード式公衆電話機にカードを挿入すると正確な通話可能度数が電話機に表示され、表面にあるパンチ穴には、おおむねの残り通話可能度数が表示されるにとどまるからである。

しかし、この点のみを強調する裏面説は、ホワイトカードのような一般人をしてテレホンカードと認識しえないものにまで有価証券性を肯定しなければならず、又、テレホンカードの表面に改ざん行為があった場合において不可罰としなければならず、妥当とは思われない。

また、多数の判例によって支持されている一体説においても、従来の有価証券概念を踏襲しながらも、テレホンカードの裏面の可視性、可読性のない磁気度数情報にも、有価証券性を肯定するのは、妥当とは思われない。なぜなら、可視性、可読性のある表面に有価証券性を認めながら、可視性、可読性のない裏面の磁気度数情報にまで有価証券性を拡張するのは、擬制にすぎないからである。すなわち、有価証券偽造罪を文書偽造罪の特別規定と捉えながら、可視性、可読性を要する文書に電磁的記録である磁気度数情報にまで有価証券性を肯定するのは、矛盾するのではなからうか。²⁶⁾

流通性が予定され、金銭的価値が付加されているテレホンカードは、有価証券的要素が強いが、従来考えられてきた有価証券概念の有価証券としての可視性、可読性がテレホンカードの重要部分にはないことから、私は、テレホンカードは有価証券には当てはまらず、昭和六二年の刑法改正による電磁的記録として取り扱われるべきであると考え

四 テレホンカードの改ざん行為について

1 序

前章において、テレホンカードの有価証券性について論じたが、仮にテレホンカードが有価証券に当たるとした上で、次に問題となるのが、テレホンカードの裏面に組み込まれた磁気度数情報の改ざん行為が、有価証券変造罪における「変造」に当たるかどうかである。

有価証券変造罪における変造とは、「真正に成立した他人名義の有価証券の記載に、権限なくして変更を加えること」²⁶と理解され、一般人をして真正な有価証券であると誤信されうる程度の外観を備えなければならぬとされるのである。

つまり、テレホンカードの可視性、可読性のない裏面の磁気度数情報の改ざんが、有価証券変造罪の「真正の有価証券であると誤信されうる程度の外観」の変更があったかが問題となるのである。

テレホンカードの有価証券を肯定する裏面説は、磁気度数情報の改ざん行為につき、有価証券変造罪の成立を否定する見解はみられず、これを肯定するが、テレホンカードの有価証券性を否定する見解は、当然に有価証券変造罪の成立を否定するのである。

2 肯定説²⁷

テレホンカードの磁気度数情報の改ざん行為について、有価証券変造罪の成立を肯定する見解は、裏面説、一体説からなされている。

肯定説に立つ見解によると、「テレホンカードは、合成樹脂製の券面に作成名義人たる発行者と電話サービスを受

けられる最大使用可能度数等を表示した文書と、当該時点における使用可能度数を記録した電磁的記録とが一体不可分となって一枚の合成樹脂製の紙片に固定され、一つの有価証券を構成しているものであり、券面上から作成名義人たるNTTが明確に観念できるので、磁気記録部分の改変は、少なくとも、作成名義人であるNTTが真正に作成した有価証券を権限なく変更したものととして、『変造』に当たると解することができよう。「しかしながら、テレホンカードの場合、同カードにいわば内蔵された使用価値の実質的内容は人が直接確認できない磁気記録部分に存し、権利化体性の本体が磁氣的記録部分にあって、NTTのテレホンカードシステムという特定のシステムにおいて真正なものとして取り扱われるところに刑法上の保護が与えられるべき性質のものであることにかんがみると、このような有価証券については、文書と同様な意味での作成名義を前提とすることなく、その発行者との関係で記録を作出・変更する権限の有無に着眼して、権限がないのに新たに磁気記録を作り出すことも偽造に含まれ、権限がないのに正規のカードの磁気記録を変更することも変造に含まれると解し²⁸⁾、このような「ケースでは、これを『変造』に当たると考えることがよりスッキリした解釈ともいえよう」と主張するのである。

また、外観の変更と人の誤信の可能性との関係について、テレホンカードは、「本来、これを使用するシステムにおいて権利を化体したものとして使用可能かどうかによって偽造又は変造に当たるかどうかが判断すべきものであるし、また、文書面に表示された度数に関する記載が本質的な意味を持たず、電話機に挿入することによって使用者が通話可能度数を把握するという使用の実態から見て、仮に人が誤信する可能性を要求するとしても、なお、変造に当た²⁹⁾る」と解するのである。

このように、テレホンカードの磁気度数情報の改ざん行為については、テレホンカード（広い意味でのプリペイドカード）の出現以前においては、有価証券が文書の形態をもってなされていたのであるから、有価証券の偽変造の程

度は、一般人が真正な有価証券として誤信させるに足りる程度の外観を備えたものと解されたのであって、有価証券概念がテレホンカードのように直接的な可視性、可読性のない部分を含むとされる以上、有価証券の偽変造の程度は、テレホンカードの場合、磁気度数情報の改ざんが誤信されるに足りる程度か否かによるとするのである。

さらに、有価証券偽変造罪の構成要件は、人を誤信させるに足りるような外観の変更を必要としないが、仮に外観の変更が必要だとしても、磁気情報「部分は、カードを電話機に挿入すれば、直ちに電話機の度数カウンターに表示されるので、人は容易にこれを見ることができ、権利の行使をする際にはそれに先立って自然にこの表示を見る仕組みになっていること、印刷部分の度数カウンターに開けられるパンチ穴は、一応の目安を示すのみで、正確な残度数については、電話機に挿入して確認することをテレホンカード自体が予定しているものであること等を合わせ考えれば、この磁気部分の残度数情報もまた、テレホンカードの『外観』の一部をなすものと評価することも可能である」とするのである。

しかし、磁気度数情報も外観の一部であると考えた場合に、例えば、テレホンカードの表面上に五〇度と印刷された度数表示と裏面の一九九八度に改ざんされた磁気度数情報の度数とが矛盾する一枚のテレホンカードが真正、有効なテレホンカードの外観を有しないものであるから、そのような改ざん行為は有価証券の毀棄にあたり、変造とはいえないのではないかという問題に対しては、「テレホンカードの本来の用法に照らすと、人は印刷してある部分よりもカードを電話機に挿入した際の度数表示の方に重きを置いて判断する方が自然であろう。そこで、たとえばいわゆる金券屋で一九九八度数使用できるテレホンカードであるとして売りに出されているカードを購入したり、あるいは知人から一九九八度数使用できるカードとしてこれを譲り受けたりするような場合に、いちいち印刷してある度数表示まで確かめなかったり、あるいはこれを確かめたとしても、印刷ミス等何らの理由で食い違いがあるものの一九九

八度数使用できる有効なカードであるとたやすく信じこむ者もかなりいるであろうことは、容易に想定できることである。そして右のように誤信するものが相当数いることが想定される以上、このような改ざんは、やはり毀棄ではなく変造に当たると解するべきである³¹⁾とするのである。

さらに、前掲最高裁決定においても「有価証券の変造とは、真正に作成された有価証券に権限なく変更を加えることをいうと解されるところ、テレホンカードを有価証券に当たると解する以上、その磁気情報部分に記録された通話可能度数を権限なく改ざんする行為がこれにあたることは、明らかである」とし、この見解がとられた。

3 否定説

テレホンカードの磁気度数情報の改ざん行為について、有価証券変造罪の成立を否定する見解は、テレホンカードの有価証券性を否定する見解が、磁気度数情報は、可視性、可読性がなく、文書を前提とする有価証券には当たらないとする立場から、テレホンカードの磁気度数情報の改ざん行為は、有価証券変造罪に該当するのではなく、私電磁的記録不正作出罪（刑法一六一条ノ二第一項）を該当するとするのである³²⁾。

また、有価証券変造罪の成立を否定する考え方としては、テレホンカードに有価証券性を認めながら、有価証券変造罪における「変造」には、外観の変更が必要であり、テレホンカードの磁気度数情報の改ざんには、外観の変更がないとして、これを否定する考え方も理論上、成立しうるとの指摘もなされている³³⁾。

4 私見

テレホンカードの磁気度数情報の改ざん行為について、有価証券偽変造罪等の成立を肯定する説は、従来、有価証券の偽変造には「外観の変更」を必要とする³⁴⁾と解されてきたものが、これは有価証券が文書の形態のものしかなかったからであると説明し、仮に外観の変更が必要だとしても、可視性、可読性のない磁気度数情報は間接的に可視、可

読できるのであるから、その改ざん行為も、「外観の変更」に当たるとし、従来の解釈の枠を広げるのである。

しかし、テレホンカードの有価証券性を否定する本稿の立場からは、有価証券は、文書の形態を前提とするものであり、有価証券の偽変造とは文書の偽変造、すなわち、可視性、可読性のある部分についての改ざん行為がこれに当たると考えるのである。

故に、テレホンカードにおいては、改ざんされたのは裏面の磁気度数情報のみであり、その他の外観には一切の改ざん行為がなされていないのであるから、テレホンカードの磁気度数情報の改ざん行為は、一六二条の有価証券偽変造罪には該当せず、一六一条ノ二第一項の私電磁的記録不正作出罪に該当すると考える。

五 改ざんテレホンカードの行使について

1 序

テレホンカードの有価証券性を肯定し、磁気度数情報の改ざん行為を有価証券の変造に当たると解した上で、次に検討されなければならないのが、有価証券偽変造罪、偽変造有価証券交付罪における「行使ノ目的」の意義である。

そこで、判例によると、偽変造有価証券の行使とは、その用法に従って真正なものとして使用することと解され⁸⁴、テレホンカード変造事案における改ざんされたテレホンカードをカード式電話機にて使用する行為、又は、改ざんされたテレホンカードをその情を告げて第三者に譲渡する行為が有価証券偽変造罪、偽変造有価証券交付罪の行使にあたるかが問題となる。

これに対して、有価証券偽変造罪等における行使は、直接的に人に対するものに限られるとする見解（大谷説）、テレホンカードの電話機に対する使用は、電話機を通して、電話機の設置者であるNTTに対して間接的に使用する

ものであるから、人に対する行使が認められるとする見解（千葉地裁平成元年二〇月二二日判決等）、必ずしも人に対する行使のみに限られず、電話機に対する使用も「行使」に含まれるとする見解（古田説）、テレホンカードのような本来的に電話機への使用が予定されているものについては、「行使ノ目的」は認められないとする見解（山口説）の対立がある。

2 大谷説⁽³⁵⁾

大谷教授によると、「文書である有価証券の行使についても、真正な有価証券として人に認識させ、または認識しうる状態に置く行為として、人に対する使用を当然の前提にしてきたものと解される」とし、このような「従来の通説・判例において人に対する使用が行使の内容とされてきたのは、偽造の罪が公共の信用を保護法益とするものであり、人が真正なものとして誤信する虞がないかぎり公共の信用を害することはないとする理由からである。そうすると、誤信するということは、誰かが認識しうるということを前提とするものであるから、何人かが認識しうるという認識可能性は、『行使』にとって不可欠の要素といわざるをえないであろう⁽³⁶⁾」とされるのである。このように、大谷教授は、有価証券は、何視性、可読性のある文書を前提として、「テレホンカードは、電磁的記録部分だけでなく文書部分を含む全体として有価証券に該当する」という一体説の立場をとりながら、有価証券偽変造罪における「行使ノ目的」については、「有価証券偽造の罪の罪質を前提として『行使』を考えるべきであり、その電磁的記録の面のみを重視して考察するのは妥当ではない⁽³⁷⁾」と、一体説から裏面説に対して批判するのである。

「行使ノ目的」の意義については、テレホンカードを「電話機に挿入する行為自体を『行使』とすることはできないが、そもそも『行使の目的』とは、『何人かによって真正な文書と誤信せられる危険あることを意識』（最判昭二八・一二・二五）⁽³⁸⁾することをいうのであり」、東京地裁平成元年一〇月三〇日判決（公刊物未登載）「がいうように『真正

なテレホンカードとして流通することを容認して』いる以上、行使の目的を認めてさしつかえないと解しうるからである³⁹⁾と説明するのである。

本説は、有価証券偽変造罪等における行使概念は人に対することを前提とする、という従来の行使概念の枠を堅持しながら、一般人をしてテレホンカードとは認識しえないようなホワイトカードの電話機への挿入行為について、変造有価証券行使罪の成立を否定しようとするものである。

同趣旨の見解をとるものとして、東京地裁平成元年九月二八日判決（判時一三二五号一五八頁）は、「行使ノ目的」について、テレホンカードの場合には、「一枚のカードが一面では権利を化体する有価証券の性質を持つと共に、他方では機械を操作するための道具としての機能を併有しており、物理的には一体となっても概念的には両者は可分であつて、使用者はその使用場面によって適宜二面的性質を使い分けているのである。そして、テレホンカードの有価証券としての行使とは、相手方に対して表示された権利の存在を使用させることにより利益の享受を図ることであり、真正なものとしての他人への譲渡等において、その有価証券たる性質を利用するものである。一方、テレホンカードを電話機に挿入して通話することは、その道具としての性質を利用するものといえるけれども、これは『権利の化体した証券』を用いて相手方にその権利の存在を信頼させるものではないから、有価証券としての行使、すなわち有価証券としての用法に従った使用と認めることはできない。」「以上のとおり、有価証券偽変造罪における有価証券の行使とは、テレホンカードの場合、これを真正のものとして他人に譲渡するなどの行為をいい、電話機に対して使用する行為を含まないもの」と解し、テレホンカードの磁気度数情報を改ざんし、このカードを第三者に交付した被告人の行為を「変造有価証券交付罪の要件たる行使の目的を有していたものとはいえない」として、被告人に無罪を言い渡したのである。

3 千葉地裁平成元年一〇月一二日判決等の見解⁽⁴⁰⁾

本説は、前説における有価証券偽変造罪の行使は直接的に人に対するものに限られるとする見解を拡大して、テレホンカードの電話機に対する使用は、電話機を通して、電話機の設置者であるNTTに対して間接的に使用するものであるから、人に対する行使が認められるとする見解であり、テレホンカード変造事案における裁判において、この見解の立場に立つ判決がいくつかみられる。

例えば、前掲千葉地裁平成元年一〇月一二日判決によると、「NTT（ないしその公衆電話部門の担当者）が公衆電話機にテレホンカード検知のための機構を設けることにより、機械に託する形でカードが真正であるか否かを検知する方法をとっているのに対し、通話の提供を受けようとする者が、右電話機の機構上の検知能力を越える形で改ざんされたテレホンカードを右電話機に挿入してこれを作動させることは、電話機に託してテレホンカードを見分けようとしているNTT（ないしその公衆電話部門の担当者）に右の変造されたテレホンカードを電話機を通して真正なもの如くに呈示し、もってNTT（ないしその公衆電話部門担当者）をして真正なカードとして取り扱わせる状態におくものということができ、然らば、このようなテレホンカードを専用の公衆電話機に挿入することをもって変造有価証券の行使に当たるといふに妨げはない」と説明するのである。

これに対して、「通常の通話には人は一切関与しておらず、NTT職員が個別の通話をその都度いちいち把握しているといえない以上、いかなる意味でも『NTTの判断を誤らせた』ということとはできない、あるいはそれは擬制にすぎない⁽⁴²⁾」とする有力な批判もなされている。

4 古田説⁽⁴³⁾

本説の見解は、有価証券偽変造罪等の「行使」は、必ずしも人に対する行使のみに限られず、電話機に対する使用

も「行使」に含まれるとするものである。

この見解によると、「『行使』は、『その用法に従って使用する（大判明治四四・三・三一刑録一七・四八二参照）』ということに本来の意味があるのであって、文書については人に対して使用するときはそれが真正なもののように装うということに当然含むというに過ぎず、機械的システムに対して使用するときもそれがその文書の用法である以上、やはり行使に当たると解すべきである。したがって、電磁的記録が有価証券に当たる場合、これを使用するコンピューターシステムの中においては、そのシステムの中でこれに適合するものとして受け入れさせ、使用することをもって行使と理解すべきことは当然である」とするのである。さらに、「プリペイドカードは商品券その他の金銭代用証券の性格を有し、通貨に近い性質があることからすれば、行使の意義についても、通貨の場合に準じて理解することが相当である⁽⁴⁾」とする。

このように、有価証券偽変造罪における「行使ノ目的」とは、その用法に従って真正なものとして使用することと解されるところ、従来における有価証券は文書の形態によるものであったので、可視性、可読性が必要とされ、人に対する使用だけが、行使として認められたが、有価証券が文書の形態のみに限られず、電磁的記録による可視性、可読性のない磁気情報についても有価証券性が肯定されるテレホンカードについては、テレホンカードの本来的使用方法である電話機に対する使用について、有価証券偽変造罪等の行使が認められるとするのである。

5 山口説⁽⁵⁾

この見解は、テレホンカードのように最終的な使用が電話機への使用行為であるものについては、「行使ノ目的」は認められないとする見解であり、テレホンカードの有価証券性を否定する立場から主張されている。

この見解によると、前節の有価証券偽変造罪における「行使」とは、従来、「偽造・変造、または虚偽の記入をし

た有価証券を、真正な、または内容の真実な有価証券として使用すること⁴⁶と理解されてきたのであり、ホワイトカードの電話機での使用も偽変造有価証券行使罪が成立するとする前節の見解に対して、「このような人を介さず機械を動作させることで足るとして機械に対する『行使』を肯定する論理は、偽造罪一般について当てはまるものであるから、通貨偽造についても妥当し、次のような結論をもたらすことになる。即ち、例えば某国のある硬貨が日本の五〇〇円硬貨と外形的に類似しており、自動販売機等で五〇〇円硬貨として使用しうるとすると、(例えば釣銭を取るために)その硬貨を日本国内の自動販売機で使用する行為は(いかに見た目で五〇〇円硬化と違うことが明瞭であつても)偽造通貨行使になり、その某国は日本の五〇〇円硬貨を『偽造』していることになってしまふ⁴⁷」というのである。

本説は、有価証券は、人に対して使用されることを前提としているから、可視性、可読性が必要とされ、さらに有価証券の偽変造には外観の変更が必要だとするのであり、人を前提とする以上、機械に対する行使を認められないとするのである。

また、テレホンカードの有価証券性を否定する判決は、この問題について、「従来の文書偽造罪(有価証券偽造罪を含む。)では『行使』という概念が用いられていたが、電磁的記録についてはそれに代わるものとして『供用』という概念を用いている。これは文書偽造罪の行使概念が、文書自体に可視性や可読性があるために、对人的な使用を前提とした概念であるのに対し、電磁的記録の場合はその定義自体から、『人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録』であるために、『電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供』すること、すなわち、対物的な使用を前提としているから、従来の行使概念に变容を与えるのを避けるため、それと区別する意味で供用という概念を用いたものである」とした上で、「テレホンカードの電磁的記録部分は、そのカードの本質部分であり、可視性も可読性もないため、電子計算機を内蔵した電話機に使用することを目的とするものであり、このような使用を『行使』

に該当すると解することもできない⁴⁸⁾と判示した。

6 私見

前掲最高裁決定は、単に「偽造等をした有価証券の行使とは、その用法に従って真正なものとして使用することをいうと解されるから（大審院明治四四年三月三十一日第一刑事部判決・刑録一七輯七卷四八二頁参照）、変造されたテレホンカードをカード式公衆電話機に挿入して使用する行為は、変造された有価証券の行使に当たる」と判示し、いずれの見解をとったのか不明であるが、結論において、変造有価証券の行使を肯定したのである。

テレホンカードの有価証券性を否定する私見からは、有価証券は文書の形態でなければならず、偽変造有価証券の行使とは、真正でない有価証券を真正なものとして人に対して使用される場合に偽変造有価証券罪が肯定されると考えるが、有価証券偽変造罪等の行使を「その用法に従って真正なものとして使用すること」と捉えるならば、前掲最高裁決定は、テレホンカードの最終的使用方法がカード式電話機に対して使用することである点に着眼すれば、大審院明治四四年三月三十一日判決の範囲内にあるといえよう。

しかし、単に「変造されたテレホンカードをカード式公衆電話機に挿入して使用する行為は、変造された有価証券の行使に当たる」とのみ判示した前掲最高裁決定は、あまりにも幅をもった解釈であり、今後、大きな影響を与えるのではなからうか。

また、裏面説の主張するホワイトカードのような一般人をして有価証券とは認識しえないものにまで、有価証券偽変造罪等における行使を認めるのは、「行使」の意味を拡大しすぎるのではなからうか。

少なくとも、ホワイトカードの電話機への使用行為について、偽変造有価証券行使罪を否定するには、行使の意義を対人への使用行為に限るべきではなからうか。

有価証券は文書性がなければならぬとする私見からは、有価証券偽変造罪における行使とは、一般人をして誤信させうる程度の偽変造有価証券を真正なものとして人に対して使用する場合に限り得ると考えるのである。

六 結語

1 解釈論としての私見

以上の検討から、一連のテレホンカード変造事案における私見をまとめると、有価証券とは、可視性、可読性のある文書の形態によるものに限られ、可視性、可読性のないテレホンカードの磁気度数情報は有価証券性が認められず、磁気度数情報の改ざん行為は、有価証券の変造には当たらないと考える。また、改ざんしたテレホンカードを電話機に対して使用する行為、人に対して譲渡する行為ともに変造有価証券行使罪、同交付罪にも当たらないと考える。しかし、改ざん行為については、昭和六二年の刑法改正によって新設された私電磁的記録不正作出罪（刑法一六一条ノ二第二項）が、不正に改ざんしたテレホンカードの電話機に対する使用行為については、不正作出電磁的記録供用罪（刑法一六一条ノ二第三項）、電子計算機使用詐欺罪（刑法二四六条ノ二）が成立すると考える。

なお、テレホンカードの有価証券性の問題について、裏面説の指摘するように、テレホンカードの重要部分は、テレホンカード裏面の磁気度数情報にあると考えるが、このことを以てテレホンカードの磁気度数情報だけに有価証券性を認めることはできない。なぜなら、有価証券偽変造の罪が文書偽変造の罪の特別規定であると理解される以上、文書には可視性、可読性が要求され、テレホンカードの磁気度数情報には可視性、可読性がないからである。

また、テレホンカードの有価証券性を肯定する見解から、有価証券概念、テレホンカードの出現以前においては、文書の形態による有価証券しかなかったために、文書性（可視性、可読性のあるもの）を前提としていたにすぎず、

テレホンカードの出現、昭和六二年の刑法改正が文書偽造の罪だけに電磁的記録に関する立法的手当てがなされ、有価証券偽造の罪に関しては立法的手当てがなされなかったこと、このことをもって、有価証券概念は^④まだ解釈の枠内にあり、電磁的記録部分を含むものについても有価証券性を肯定しうるとする。

しかし、有価証券概念の解釈が^⑤まだ解釈の範囲内にあるとしても、昭和六二年の刑法改正によって、一応の電磁的記録に関する立法の手当てがなされたからには、刑法改正以前における電磁的記録は文書に含まれるとする解釈は、刑法改正によって立法的決着をみた、すなわち、電磁的記録と文書とは切り離された^⑥と解するべきではなからうか。一方において、電磁的記録に関する立法から、文書と電磁的記録とは別個のものであると解釈し、他方において、文書の中には電磁的記録も含まれると解釈するのは、整合性を欠くものと言わなければならない。

テレホンカードの変造事案に関連する問題として、勝馬投票券の裏面の磁気情報の改ざん行為^⑦についての問題がある^⑧。

事案は、はずれ馬券の裏面の磁気情報を改ざんし、これを現金自動払戻機に挿入し、現金を引き出したというものである。これに対して甲府地方裁判所は、磁気情報の改ざん行為について私電磁的記録不正作出罪の成立を認め、改ざんされた馬券を現金自動払戻機に挿入する行為について不正作出電磁的記録供用罪の成立を認めたものである。

本件において問題となるのは、有価証券と解される馬券^⑨の磁気情報を改ざんした行為に私電磁的記録不正作出罪が認められ、最高裁によって有価証券とされたテレホンカードの磁気情報を改ざんした行為について変造有価証券行使罪が認められ、同じ有価証券の磁気情報を改ざん行為について罪責が異なる点にある。

この点について、多くの見解は、馬券の場合は、裏面の磁気情報よりも表面の印刷部分が重要視されるのであり、表面の印刷部分と裏面の磁気情報とが食い違う場合には、表面の印刷部分が優先され、表面の印刷部分に権利の化体

性が認められ、テレホンカードの場合は、表面の印刷部分よりも裏面の磁気情報に権利の化体性が認められ、この相違が、結果（罪責）の相違をもたらす⁵¹、とするのである。

しかしながら、むしろ電磁的記録を有する有価証券（例えば、電車の乗車券など）が増加しつつある今日においては、刑法の構成要件は行為の類型化であると捉え、客観的行為の側面、例えば裏面に磁気情報を伴う電車の乗車券の表面の印刷部分を改ざんして、駅員に対してこれを使用した場合には、変造有価証券行使罪が、また、裏面の磁気情報を改ざんして、自動改札機に通してこれを使用した場合には、不正作出電磁的記録供用罪がそれぞれ成立すると考えるのが、簡単に妥当な方法ではなからうか。

テレホンカードの有価証券性を肯定する見解は従来議論されてきた「有価証券」概念、「偽変造」概念、「行使」概念のいずれの概念について、解釈の枠を広げるものであるが、刑法の解釈において重要なことは、構成要件該当性の問題を行為類型の問題と捉えることではなからうか。この意味において、テレホンカード変造事案における問題の本質は、刑法解釈の問題、すなわち、罪刑法定主義の問題として捉えるべきであろう。⁵²

2 立法論としての私見

解釈論としては、テレホンカードは有価証券には当たらないと考え、変造の事実を告げて第三者に譲渡する行為は、現行法上、不可罰であると解するが、このような行為について当罰性を認めることに問題はあるまい。しかし、テレホンカードの磁気度数情報は電磁的記録であるとする私見からは、情を告げて第三者に譲渡する行為について処罰する条文がない以上、このような行為を不可罰としなければならない。前掲最高裁決定において園部裁判官、佐藤裁判官が、補足意見を付し、「テレホンカードは、可読性のない磁気情報部分を含み、券面上の記載のみでは、権利の内容のすべてを知ることができないという点において、これまで有価証券とされていたものとは著しく異なる面がある

ことも否定できない」(園部裁判官)とした上で、両裁判官ともに「電磁的記録を含むカードについて、総合的な見地からの立法的な見直しが必要である」(佐藤裁判官)とするのである。⁵³⁾

私見においても、有価証券偽造の罪の中に電磁的記録を含む規定、又は、有価証券偽造の罪に、文書偽造の罪の中に新設されたコンピュータ犯罪を処罰する条文に対応する条文を、すなわち電磁的記録を伴う有価証券の存在を認める条文が早急に新設されることを望むものである。

〔注〕

- (1) 昭和六二年六月二日・法律第五二号
- (2) プリペイドカードに関する法律として、「前払式証券の規制等に関する法律」(平成元年十二月二日・法律第九二号)がある。
- (3) プリペイドカードの法的性質を論じた論文として、棚橋信之・松本恒雄・山口厚「プリペイドカード 実態と法的問題点」法学教室一一一号(平成元年)六頁、山岸良太・中村直人「プリペイドカードの法的性質」NBL三九三号(昭和六二年)六頁がある。
- (4) 本決定の評釈・解説として、伊東研祐「法学教室一三四号(平成三年)七四頁、岩橋義明「ジュリスト一〇〇二号(平成三年)一五九頁、上村卓也「警察時報四六卷六号(平成三年)八二頁、大森良明「警察公論四七卷一〇号(平成四年)一三八頁、神垣清水「警察学論集四五卷一号(平成四年)二三八頁、川端博「別冊ジュリスト刑法判例百選Ⅱ各論・第三版(平成四年)一六〇頁、林幹人「法学教室一三八号(平成四年)付録判例セレクト91三七頁、原田國男「法曹時報四三卷一二号(平成三年)一六五頁、前田雅英「判例評論二九五号(平成四年)六二頁、山中敬一「法学セミナー四四二号(平成三年)一一三頁等がある。
- (5) 東京地裁平成元年八月八日判決(判時一三一九号一五八頁)、千葉地裁平成元年一月二二日判決(判時一三三二号一五〇頁)、東京地裁平成元年一月三〇日判決(判時一三三二号一五〇頁)、東京地裁平成元年一月三〇日判決(判時一三三二号一五〇頁)、東京地裁平成元年一月三〇日判決(判時一三三二号一五〇頁)、東京地裁平成元年一月三〇日判決(判時一三三二号一五〇頁)

二号一五〇頁)、東京地裁平成元年一〇月三〇日判決(判時一三三三二号一五〇頁)、東京地裁平成二年八月六日判決(判時一三七一号一六〇頁)がある。

(6) 東京地裁平成元年九月二八日判決(判時一三三五号一五八頁)、千葉地裁平成元年一月二日判決(判時一三三三二号一五〇頁)がある。

(7) 東京高裁平成二年六月二五日判決(高刑集四三卷二号八三頁)(なお、本判決は、最高裁決定の原審の判決である。)、東京高裁平成二年七月五日判決(判時一三六四号一四八頁)、東京高裁平成二年七月二四日判決(判時一三六四号一四八頁)、東京高裁平成二年一月二八日判決(判時一三七二号一五一頁)がある。

(8) テレホンカードの機能説明を詳しく判示した東京地裁平成元年一〇月三〇日判決(刑集四五卷四号一九二頁)による。

(9) 鶴田六郎「日本中央競馬会の発行する勝馬投票券の裏面に印磁された組合せ番号等の磁気記録を改変し、これを現金自動払戻機に挿入した行為につき、刑法第一六一条ノ二第一項、第三項の私電磁的記録不正作出・同供用罪の成立を認めたる事例」警察学論集四二卷九号(平成元年)一四五頁以下、古田佑紀「テレホンカードの磁気部分の度数情報を改ざんする行為と有価証券の変造」研修四九五号(平成元年)四一頁以下などがある。

(10) 米澤慶治編「刑法等一部改正法の解説」(平成二年)九五頁注四の「文書としての形態をとる有価証券の裏面等に磁気記録を有するものが出現してきているが、このような磁気記録部分については、(…中略…)その性質上刑法の『有価証券』そのものないしその一部をなすものとはいえない」とする記述から、立法段階においては、例えば、テレホンカードの磁気情報などは、有価証券に当たらないと考え、有価証券偽造の罪について改正がなされなかったものと考えられる。

(11) 古田「前掲論文四三頁。

(12) 岡田雄一「大塚仁・河上和雄・佐藤文哉編『大コンメンタール刑法第六卷』(平成二年)一八七頁。

(13) 最大昭和三〇年五月二五日(刑集九卷六号一〇八〇頁)判決。

(14) 古田「前掲論文五〇頁注三参照。

(15) 岩橋義明「改ざんテレホンカードと有価証券変造罪等の成否」法律のひろば四四卷八号(平成三年)五四頁参照。

(16) 岩橋「前掲論文五二頁以下、江崎孝「テレホンカードの改ざんと変造有価証券交付罪の成否」名城法学四一卷別冊(平成三年)四九三頁以下、大谷實「テレホンカードの改ざんと有価証券偽造の罪」研修四九九号(平成三年)一九頁以下、

篠田公穂Ⅱ「テレホンカードの有価証券性」法政論集一四二号(平成四年)三七九頁以下、角田正紀Ⅱ「テレホンカードの磁気部分の度数情報を改変する行為と有価証券の変造」法律のひろば四四卷一号(平成三年)五七頁以下、南部篤Ⅱ「いわゆる改ざんテレホンカードと変造有価証券交付罪の成否」日本大学法学部法学研究所・研究紀要三二卷(平成二年)四二四頁以下、前田雅英Ⅱ「テレホンカードと有価証券交付罪」法学セミナー四二三号(平成二年)八二頁以下、宮澤浩一・平良木登規男・島岡まなⅡ「改変テレホンカードと変造有価証券交付罪の成否(中)」判例評論三七七(平成二年)号二頁以下などがある。

(17) 最一昭和三年七月二五日(刑集一一卷七号二〇三七頁)判決。

(18) 特に園部逸夫裁判官の補足意見(刑集四五卷四号一七六頁)は、「テレホンカードは、可読性のない磁気情報部分を含み、券面上の記載のみでは、権利の内容のすべてを知ることができないという点において、これまで有価証券とされていたものとは著しく異なる面があることも否定できない。」と指摘する。

(19) 浅田和茂Ⅱジュリスト増刊『法学入門1990』(平成二年)四六頁以下、神山敏雄Ⅱ法学教室一三三二号(平成三年)二七頁以下、川端博Ⅱ別冊ジュリスト刑法判例百選Ⅱ各論・第三版(平成四年)一六一頁以下、団藤重光Ⅱ『刑法綱要各論・第三版』(平成二年)二五八頁以下、船山泰範Ⅱ「テレホンカードの変造と罪刑法定主義」日本法学五七卷一号(平成四年)二五頁以下、山口厚Ⅱ「テレホンカードと有価証券性」ジュリスト九五一号(平成二年)五二頁以下、山中敬二Ⅱ「プリペイドカード関連犯罪」法学教室一三三二号(平成三年)二八頁以下などがある。

(20) 山口Ⅱ前掲論文五五頁。

(21) 大審院明治四三年九月三〇日(刑録一六輯一五七二頁)判決。

(22) 前掲最一昭和三年七月二五日判決。

(23) 山口Ⅱ前掲論文五六頁。

(24) 名古屋高裁金沢支部昭和五二年一月二七日(判時八五二号一二六頁)判決、広島高裁昭和五三年九月二九日(刑月一〇卷九一〇号一二三一頁)判決参照。

(25) 平川宗信Ⅱ「テレホンカードは有価証券か。」法学教室一三三三号(平成三年)一一二頁参照。

(26) 岡田Ⅱ前掲書二一四頁。

- (27) 鶴田 前掲論文一四五頁以下、古田 前掲論文四二頁以下、岩橋 前掲論文五二頁以下、江藤 前掲論文四九三頁以下、大谷 前掲論文一九頁以下、篠田 前掲論文三七九頁以下、前田 前掲論文八二頁以下、宮澤他 前掲論文二頁以下、角田 前掲論文五七頁以下などがある。
- (28) 鶴田 前掲論文一五五頁。
- (29) 古田 前掲論文四七頁。
- (30) 前掲東京地裁平成元年八月八日判決。
- (31) 前掲東京地裁平成元年八月八日判決。
- (32) 山口 前掲論文五二頁参照。
- (33) 宮澤他 前掲論文八頁参照。
- (34) 大審院明治四四年三月三十一日(刑録一七輯四八二頁)判決参照。
- (35) 大谷 前掲論文一九頁以下、篠田 前掲論文三七九頁以下。
- (36) 大谷 前掲論文二七頁。
- (37) 大谷 前掲論文二八頁。
- (38) 裁集九〇号四八七頁。
- (39) 大谷 前掲論文二八頁。
- (40) 判時一三三二号一五〇頁。
- (41) 同趣旨の判決として前掲東京地裁平成元年一〇月三〇日判決がある。
- (42) 山口 前掲論文五五頁。同趣旨の判決として、前掲東京地裁平成元年九月二八日判決がある。
- (43) 古田 前掲論文四一頁以下、前田 前掲論文八二頁以下などがある。
- (44) 古田 前掲論文四九頁。
- (45) 山口 前掲論文五二頁以下、山中 前掲論文二八頁以下などがある。
- (46) 大塚仁 『刑法概説(各論)改訂版』(平成二年)四一七頁。
- (47) 山口 前掲論文五四頁。

- (48) 前掲千葉地裁平成元年一月二日判決。
- (49) 甲府地裁平成元年三月三十一日(判時一三一―一六〇頁)判決。
- (50) 東京高裁昭和三四年一月二八日(刑集一二卷一〇号九七四頁)判決。
- (51) 角田正紀「プリペイドカードの有価証券性」NBL四六九号(平成三年)三三頁以下参照。
- (52) 船山「前掲論文二七頁以下。
- (53) 刑集四五卷四号一七五頁以下。